自己評価にあたっての留意事項

平成２７年　４月　１日版　（平成 27年 4月 1日施行）

【注意事項】H27.04.01
今回の改定・加筆箇所を「赤文字」で表記しています。

【H27.04.01の主な改正点】
・評価点の算定を，小数点第2位止めから第3位止めに変更。
・共同企業体で平成26年度以降に竣工した工事の工事成績，優良工事表彰について，
　共同企業体構成員それぞれの実績として評価。（ただし，出資比率20%以上に限る）
・配置予定技術者の年齢要件を撤廃　　・高齢者雇用の年齢制限を撤廃

１　全般的な留意事項

技術評価点自己評価表（以下「自己評価表」という。）（別記様式第１号）の作成・提出にあたっては，入札公告で掲げる総合評価方式個別説明書（以下「個別説明書」という。）の内容を十分確認の上，あらかじめ新潟市建設工事総合評価方式試行要領で定める技術資料（別記様式第２号～第８号）などを作成し，誤りがないよう注意してください。
また，自己評価表（別記様式第１号）及び簡易な施工計画（別記様式第７号）は，電子申請システム（電子入札システムとは異なることにご注意ください。）により提出する必要があります。その際，平成25年3月29日付けでお知らせした「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願い」と平成25年4月30日付けでお知らせした『「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願い」の訂正，および電子申請で作成する際の様式について』を今一度，ご確認ください。

【特定共同企業体（以下「企業体」という。）で入札に参加する場合の注意事項】
① 企業体の評価は，企業体構成員の出資比率による相応の評価とし，構成員全員を技術評価します。
　（ただし，配置予定技術者の能力を評価する「国家資格」，「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」，並びに企業の地域・社会貢献度を評価する「市内企業の活用」の評価項目には，該当しないものがあります。）
② 評価の方法は，各評価項目ごと，企業体の構成員ごとに，出資割合を乗じた点数（少数点以下第６位四捨五入５位止）を算出した後，各評価項目ごとに集計（少数点以下第４位四捨五入３位止）し，企業体の技術評価点を求めます。
③ 企業体の構成員の自己評価にあたっての留意事項についても，この「自己評価にあたっての留意事項」に記載する内容と同様です。
④ 企業体で電子申請システムにより自己評価表等を提出する際は，平成２７年４月１日付けでお知らせした「総合評価方式において共同企業体で申請する場合の注意事項について（連絡）」を再度，ご確認ください。

【落札候補者となった場合】
落札候補者決定の公表と共に，契約担当課から当該落札候補者にその旨の通知，併せて，技術資料（別記様式第２号～第８号）及びその内容を証明する資料，並びに障がい者雇用の評価に関する証明の提出要請の連絡がされます。
当該落札候補者は，**落札候補者決定の公表後，その翌日までに上記の提出資料を契約担当課に持参のうえ提出**していただきます。事前に準備しておいてください。

【当該入札が無効となり失格となる場合】
下記の場合は，当該入札が無効となり失格となります。十分ご注意ください。
①「自己評価表」において配置予定技術者の氏名が未記入の場合（複数の総合評価入札案件に同一の配置予定技術者を記載して参加し，先行する入札案件を落札した場合（落札候補者決定の公表をした日を基準日とする），当該落札案件より後の案件において，配置予定技術者の氏名記入欄が未記入の状態と同様に見做されることとなり，無効となる場合を含む。）**なお，平成25年7月19日付けで公表した「総合評価方式案件における主任技術者の専任要件の緩和措置の取扱いについて」に基づく質疑回答により，予め緩和措置の要件を満たすとして確認を受けた入札参加者については，この限りでありません。**
② 簡易型における「簡易な施工計画書」が白紙である場合など不適切な場合
③ 提出期限内（契約担当課から落札候補者となった旨が通知された日（落札候補者決定の公表日）の翌日，ただし，翌日が休日の場合は，次の開庁日）に技術資料及びその内容を証明する資料の提出がない場合

【配置予定技術者を他工事と兼任させたい場合】
専任を要する主任技術者の他工事との兼任については，「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」（新潟市契約課発，平成27年3月20日付け公表）の要件を満たしていれば兼任できます。ただし，対象案件の入札質疑期間内に入札質疑で問い合わせを行い，予め兼任できることの回答を得ている場合に限ります。
なお，質疑方法については，平成25年7月19日付けで公表した「総合評価方式案件における主任技術者の専任要件の緩和措置の取り扱いについて」をご確認ください。
【

【提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合の方法】
一度提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合，提出期限内であれば何度でも再提出可能ですが，一番最後に提出された「自己評価表」をもって　　技術評価します。

【審査に関して】
① 落札候補者が提出する技術資料（別記様式第２号～第８号）等で施工実績の規模等が判断できない場合や書類等に不備がある場合，もしくは疑義が生じた場合などにおいては，下表右欄の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類等以外に技術資料等の内容を証明する書類の提出を求める場合があります。
② 上記技術資料等の内容を証明する書類の追加提出を求められた場合，落札候補者は，速やかな対応を取らなければなりません。
③ 上記技術資料等の内容を証明する書類の追加提出がない場合，もしくは速やかな提出がされない場合や書類等の記載内容によっては，自己評価による技術評価点を市で修正し総合評価点を算定し直します。
④ その結果，総合評価点が変動したことにより落札候補者でなくなる場合がありますのでご注意ください。

【要注意事項】
技術資料（別記様式第１号～第８号），並びに障がい者雇用の評価に関する証明の記載内容に虚偽があった場合は，指名停止となる場合がありますので，十分ご注意ください。
< ⇨ >

「公告日」とは，案件ごとの入札公告の公表日のことです。

「年度」とは，４月１日から翌年の３月３１日までのことです。

過去４ヵ年度・・・平成２３年度から平成２６年度
（平成２３年４月１日から平成２７年３月３１日）

過去１０ヶ年度・・平成１７年度から平成２６年度
（平成１７年４月１日から平成２７年３月３１日）

【技術評価点自己評価表】は，入札案件公告に添付され，その時点でファイル名は，「yousiki1-KA3_04(K).xls」（一例）となっています。
また，【簡易な施工計画書】については，入札案件公告に添付される「総合評価方式個別説明書」においても説明していますが，新潟市ホームページ【技術管理課（建設工事総合評価方式）】に掲げる【試行要領】よりダウンロードしてください。
その時点でファイル名は，「yousiki7.xls」となっています。

【様式名】
自己評価表　⇨　yousiki1-パターン番号（パターン番号は，案件により変わります。）
簡易な施工計画書⇨　yousiki7
上記の補完図面等⇨　yousiki7hokan　　（添付の必要があり，入札参加者が添付するもの）

電子申請システムでは，添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されます。自己評価表などを添付する際，ファイル名は，入札公告の【案件番号】_【業者番号】_を加え，次のとおりにしてください。

ファイル名：入札公告の【案件番号】_ 入札参加者の【業者番号】_ 上記の【様式名】

上記において，「 _ 」は，半角のアンダーバーを表しています。

【例　示】
（案件番号）（業者番号）
自己評価表のファイル名　：　2015100001_0000012345_yousiki1-KA3_04(K).xls
（加筆）　（加筆）　**（様式名は，絶対に変更しないこと）**

【ご注意ください！】　当初設定してあるファイル名を変更した場合，入札案件と入札参加者の関係が特定できなくなるため，やむなく失格として取り扱います。
<END>

前版（平成26年7月17日版）から変更ありの場合のマーク　⇨　[●]

◆ 補助技術者の配置と総合評価方式での評価について ◆（説明事項）

平成２５年３月４日付「補助技術者の配置について」（財務部契約課長発出）が公表されています。
この「補助技術者の配置」と総合評価方式との関わりについてお知らせします。

①　新潟市発注工事において，上記「補助技術者の配置について」の要件及び手続を満たし，履行の確認がされた当該工事の補助技術者については，総合評価方式における配置予定技術者の実績評価でも適用することとしております。（説明：公表文において，「本運用に基づいて配置した補助技術者の取扱いは，主任（監理）技術者の取扱いと同様とします。）
②　総合評価方式の審査において必要となる書面は，「工事着手届，現場代理人，主任技術者等決定・変更届」の写し及びコリンズ登録（技術者情報）の写しが必要となります。（必須）
<END>

◆ 問い合わせについて ◆

① 電話でのお問い合わせにつきましては，申し訳ございませんが受け付けておりません。ご了承願います。

② お問い合わせの際は，大変お手数をおかけいたしますが，電子メール，もしくはＦＡＸ等の記録の残る方法でお問い合わせください。　●

③ お問い合わせの際は，この「自己評価にあたっての留意事項」および
「新潟市建設工事総合評価方式に関するＦＡＱ」を熟読の上，お願いします。
（双方ともに新潟市のホームページに掲載されています。）

新潟市　都市政策部　技術管理センター　技術管理課
〒951-8550　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

FAX　　０２５－２２５－３５００
E-Mail　gijutsu@city.niigata.lg.jp

新潟市ホームページ【技術管理課（建設工事総合評価方式）】
（http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/index.html）
<END>

2　評価項目別の留意事項

2

評価項目		評価内容	評価基準	特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ﾗﾝｸ
工事の施工能力（必須）	企業の能力	工事成績（平均点）	８２点以上	5.0	5.0	6.0	5.0	5.0	6.0	4
			７２点以上８２点未満	(a-72)×0.5	(a-72)×0.5	(a-72)×0.6	(a-72)×0.5	(a-72)×0.5	(a-72)×0.6	3
			６５点以上７２点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2
			６５点未満（マイナス評価とする）	(a-65)×1.0	(a-65)×1.0	(a-65)×1.2	(a-65)×1.0	(a-65)×1.0	(a-65)×1.2	1
			実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
		同種工事の工事成績（回数）	７７点以上が５回以上	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	5
			７７点以上が４回以上	0.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	4
			７７点以上が３回以上	0.6	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	3
			７７点以上が２回以上	0.4	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	2
			７７点以上が１回以上	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1
			実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0

工事成績評定点の平均点：ａ
（小数点以下第４位四捨五入３位止）

（現年度を含まず，過去４ヶ年度の評定点　（※１：右記に示す【Ｂ】工事成績評定の対象期間について　をご覧ください））

（対象とする工種及び期間は案件ごとに定める）

工事成績（平均点）については，新潟市で採点します。

工事成績評定点は，新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。
（水道局，及び市民病院が発注した工事については，評価の対象としません。）

入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「工事成績平均点」に記載される対象工(業)種の区分（下記【Ａ】【Ｂ】の区分）で評価します。

なお，総合評価に係わる工事成績評定点の問合せには原則として応じません。
（落札候補者の公表時の疑義照会を除く。）

【Ａ】　発注する工（業）種と工事成績評定点の工（業）種について

発注する工（業）種等 工（業）種	発注する工（業）種等 種別等	工事成績評定点の工（業）種等
土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績
	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績，とび・土工・コンクリート（交通安全施設及び解体を除く）及び③鋼構造物の成績
とび・土工・コンクリート	とび・土工事	
	交通安全施設	交通安全施設の成績
	解体	解体の成績
鋼構造物		上段②及び③の成績
造園		造園の成績
舗装		舗装の成績
建築一式		建築一式の成績
管		管の成績
電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績
防水		防水の成績
機械器具設置		機械器具設置の成績
上記以外のその他の工（業）種		全ての成績

【Ｂ】　工事成績評定の対象期間について　（※１）

公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日
４月１日～５月３１日	公告日の属する年度の４年度前の４月１日から **公告日の属する年度の前年度の１月３１日まで**（例：平成２７年４月１７日公告の案件）
６月１日～翌年３月３１日	公告日の属する年度の４年度前の４月１日から **公告日の属する年度の前年度の３月３１日まで**（例：平成２７年６月１９日公告の案件）

<END>

共同企業体での工事成績評定点は，

平成２６年度以降に共同企業体で施工した工事の工事成績評定点を評価します。（出資比率２０％以上の構成員に限る。）

◎

資料の提出は，必要ありません。
<END>

2

●

同種工事で７７点以上の工事成績評定点

（現年度を含まず，過去４ヶ年度の評定点　（※１：前ページに掲げる　企業の能力に示す【Ｂ】工事成績評定の対象期間についてをご覧ください））

（対象とする同種工事は案件ごとに具体的に定める）

同種工事の工事成績は，新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。
（水道局，及び市民病院が発注した工事については，評価の対象としません。）

入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす過去**４ヶ**年度内（ただし，４月１日より５月３１日までの間は，公告日の属する年度の４年度前の４月１日から公告日の属する年度の前年度の１月３１日までとします。）にしゅん工した工事で，工事成績評定点が７７点以上と採点された工事が対象となります。
<END>

【参照】
上記のただし書きについては，工事成績（平均点）の自己評価にあたっての留意事項に記載する「【Ｂ】　工事成績評定の対象期間について（※１）」をご覧ください。
<END>

共同企業体での工事成績評定点は，

平成２６年度以降に共同企業体で施工した工事の工事成績評定点を評価します。（出資比率２０％以上の構成員に限る。）
<END>

◎

技術資料の別記様式第３号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。

【提出が必要な資料】
当該同種工事の「工事成績評定通知書」の写し及び同種工事を証明する書類の提出が必要となります。
なお，５件以上ある場合は，上記写しは５件分のみの提出で構いません。

<END>

●

2　評価項目別の留意事項

	評価項目		評価内容	評価基準	特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ﾗﾝｸ	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項 実績の取扱い	共同企業体に関する事項 構成員の出資比率を採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
3	工事の施工能力（必須）	企業の能力	同種・類似工事の施工実績	同種・類似工事の施工実績 （現年度(公告日前日まで)及び過去１０ヶ年度内の実績） （対象とする実績要件は案件ごとに具体的に定める）	国，旧公団，都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2	**入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす，現年度（公告日前日まで）及び過去１０ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。** <END> **【注意事項】** 施工実績は，元請業者としての工事実績のみが対象となり，それ以外の場合の施工実績は対象となりません。 発注者が下記の場合は，配点ランク「２」に該当します。 ① 国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む） ② 都道府県 ③ 政令指定都市（注１） ④ 旧道路公団等　（注２） ⑤ 独立行政法人通則法に定める独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む） ⑥ 国立大学法人法に定める法人 ⑦ 日本下水道事業団 【注１】 政令指定都市のうち，新潟市が発注した工事の実績には，合併前にしゅん工した旧新潟市以外（新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村，中之口村，巻町）の工事実績も含みます。 【注２】 旧道路公団等とは，旧道路公団及び現在の高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことを言います。 発注者が財団法人や，土地改良区などの場合は，配点ランク「１」に該当します。 <END>	共同企業体の施工実績は，出資比率に関わらず**当該共同企業体の構成員全てに実績があると認めます。** 例：A社（代表者），B社，C社３社の共同企業体による建築工事延べ床面積5,000㎡の工事は，３社全員が，当該工事の実績があると認めます。 <END>	◎	**技術資料の別記様式第３号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** **【注意事項】** 下記に掲げる提出書類で評価条件を満たす工事内容・工事規模等が明確に判断できるものを提出してください。 審査において，明確に判断できない場合は加点評価がされないこととなります。 あらかじめ提出書類の点検を行い，必要に応じて工事内容・工事規模等の確認に資する図面の準備，計算書等の作成をし，添付してください。 特に，ＣＯＲＩＮＳのデータ入力が「代表値」となっている場合等は，判断できないことがあります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 **【提出が必要な資料】** 内容を証明するものとして，下記に掲げる書類を提出して下さい。 【１】　公共機関発注の場合は，(1)～(3)のいずれか必要な書類を提出して下さい。 (1) ①（一財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書 ②竣工時データの写し (2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」（CORINS登録がない場合などに適用） （写しでも可。ただし，当該評価対象入札案件の公告日から過去１年以内に発行されたものに限る。なお，発注機関が発行する「工事実績証明」は，技術資料提出期間に提出が可能であることを予め確認してください。） (3) 契約書等の写し （工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） （図面等：工事内容が的確に判断できるもの） 【２】　公共機関以外の発注の場合は，(1)，(2)の両方を提出してください。 (1) 契約書等の写し （工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） （図面等：工事内容が的確に判断できるもの） (2) 一括下請けがなかったことを証明する書類 ① 契約書に一括下請禁止事項がある場合は，契約書の写し。 ② 契約書に一括下請禁止事項がない場合は，一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者の証明書。 <END>		3
				上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1					
				実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
		総合評価方式受注回数（減点方式）	当該年度の総合評価方式の受注回数 （受注回数は，入札公告で掲げる土木一式，建築一式，舗装，その他（前記３工種以外の工種）の４区分で算定する。）	受注実績が，無し	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	5	**総合評価方式の受注回数に応じて，点数が決まります。** （この際，回数は，土木一式，建築一式，ほ装，その他　の４つに区分して数えます。） <END> **【注意事項】** 総合評価方式の受注回数の算定においては，共同企業体で受注実績がある場合，代表者及び構成員を問わず回数を数えます。 <END> **【複数案件の落札候補者となった場合の取扱い】** ① 開札日が異なる複数案件において落札候補者となった場合 総合評価方式の受注回数は，開札日の早いものから数えます。 ② 開札日が同日の複数案件において落札候補者となった場合 総合評価方式の受注回数は，下記に示す優先順位により数えます。 （１）公告日の早い案件　（２）案件番号（１０桁の数字）の若い番号 ③ 一人に限定した配置予定技術者（建設業法に抵触しない者。以下同じ。）で複数案件の入札に参加し落札候補者となる場合の受注と回数 当該配置予定技術者が同一人の場合は，上記の方法・順序で審査し，最初に落札候補者となれるもの以外は回数に数えず失格とします。【配置予定技術者の配置が困難であるため＝建設業法に定める必要な主任（監理）技術者が専任できない】【入札参加者に受注希望の選択権限は，有りません。】 ④ 複数の配置予定技術者で複数案件の入札に参加し落札候補者となる場合の受注と回数 上記①及び②の方法・順序で受注回数を数える過程において，複数案件の落札候補者となれる場合，配置予定技術者の配置が困難となる案件については，失格とします。 失格とする理由及び選択権限の有無については，上記③に同じです。 ※　なお，上記③及び④に関して，平成25年7月19日付けで公表した「総合評価方式案件における主任技術者の専任要件の緩和措置の取扱いについて」に基づく質疑回答により，予め緩和措置の要件を満たすとして確認を受けた入札参加者については，この限りでありません。 ⑤ 上記において落札候補者となり，一旦，総合評価方式の受注回数を数えた場合，発注者に責が有る場合を除いて取り消し・復元を行ないません。 <END>	当該年度の共同企業体での受注実績が適用され，その受注実績は，共同企業体の構成員全員について，それぞれが受注したものと見做して受注回数を数えます。 <END>	◎	**技術資料の別記様式第３号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** <END>	●
				受注実績が，１回	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	4					
				受注実績が，２回	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	3					
				受注実績が，３回	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	2					
				受注実績が，４回	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1					
				受注実績が，５回以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
	配置予定技術者の能力		国家資格	主任（監理）技術者の有する資格	**工事を施工しうる国家資格**を有する者のうち，１級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	**「自己評価表」提出時に配置予定技術者を特定できない場合は，資格等の要件を満たす候補者を４人まで記入することができます。** 「入札公告」の工事を施工しうる国家資格を有する者（１級若しくは２級の国家資格を有する者，又は技術士の資格を有する者）が配置予定技術者となる場合，評価の対象となります。 解体工事の場合，解体工事施工技士は１級と同等の資格と見なします。よって，配点ランクは「２」に該当します。 <END> **【注意事項】** ① 配置予定技術者について複数人を予定した場合の評価は，「国家資格」，「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」の３項目の評価の合計点が最も低い人を評価します。 （それぞれの項目をそれぞれ異なる人により評価するものではありません。） ②入札参加申込締切日時点で雇用期間が３箇月未満の方は，配置予定技術者として認められません。 ③ 配置予定技術者として認められる人が配置できない場合，及び技術資料の別記様式第１号に氏名の記入が無い場合，その入札は無効として失格となります。 ④ 実際の施工に当たって「自己評価表」に記載した配置予定技術者は，病気，死亡，退職等の極めて特別な場合を除き，変更はできません。 特別な理由により，やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は，当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。 ⑤ 入札に共同企業体として参加する場合，配置予定技術者の評価は，共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。 <END> **【注意事項】** 受注者の責により「配置予定技術者」の自己評価の配点ランクが満足できない場合は，「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。 **【減点値の算定方法】** 減点値＝８点×（α－γ）／α（小数点以下第１位四捨五入整数止） α：落札時の「配置予定技術者の能力」の技術評価点 γ：変更することにより再計算した「配置予定技術者」の技術評価点 ※８点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <END>	該当しない評価項目	該当しない評価項目	**技術資料の別記様式第３号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** **【提出が必要な資料】** 記載した全ての配置予定技術者について，下記の資料の提出してください。 ①工事を施工しうる法定資格等を証明する書類の写し ②雇用期間が３ヵ月以上となることを証明する資料の写し （雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，もしくは健康保険被保険者証の何れか） ③監理技術者にあっては，監理技術者証，監理技術者講習終了証又は指定講習終了証の写し <END>	●
				工事を施工しうる国家資格を有する者のうち，２級の国家資格を有する者	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1					
				上記以外の資格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

2　評価項目別の留意事項

	評価項目		評価内容	評価基準		特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ﾗﾝｸ	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項 実績の取扱い	共同企業体に関する事項 構成員の出資比率を採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
4 工事の施工能力（必須）	配置予定技術者の能力	同種工事の工事成績	同種工事の工事成績評定点 （現年度を含まず，過去４ヶ年度の評定点　（※１⇒前ページに掲げる「企業の能力に示す【Ｂ】工事成績評定の対象期間について」をご覧ください。）） （対象とする同種工事は案件ごとに具体的に定める）	主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した同種工事の工事成績評定点	８２点以上あり	1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2	**同種工事の工事成績は，新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。** （水道局，及び市民病院が発注した工事については，評価の対象としません。） **【説明】** 配置予定技術者（主任(監理)技術者，現場代理人）（以下同じ。）の工事成績は，評価対象工事従事者の工事成績を評価するものであり，入札参加申込みをした企業以外に所属していた時の工事成績も評価の対象となります。（ただし，入札参加申込締切日時点で雇用期間が３箇月未満のものは，配置予定技術者として認められません。） <END> **【注意事項】** ① 配置予定技術者の従事役職が，「主任技術者」又は「監理技術者」若しくは「現場代理人」として従事した場合のみ評価の対象となります。 ② 評価の対象となる配置予定技術者の施工実績は，元請業者として従事した工事に限ります。 ③ 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は，同一工事または異なる工事に関わらず評価の対象となります。 ④ 契約工期全てに従事していた工事，もしくは技術者が途中交代した工事の場合は，当該工事の契約工期（中止期間がある場合，中止期間を除く）の２／３以上に従事していた工事が評価の対象となります。 ただし，【国土交通省総合政策局建設業課長発出　監理技術者制度運用マニュアル】の「二一二 監理技術者等の配置の（４）監理技術者等の途中交代」の項において明記される，橋梁，ポンプ，ゲート等の工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する契約については，当該工事の契約工期（中止期間がある場合，中止期間を除く）の１／３以上に従事していた工事を評価の対象とします。 ⑤ 入札に共同企業体として参加する場合，配置予定技術者の評価は，共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。 <END>	共同企業体での工事成績評定点は， **出資比率に関わらず対象とします。** <END>	該当しない評価項目	**技術資料の別記様式第３号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** **【提出が必要な資料】** 配点ランク「２」又は「１」に該当する場合，次の資料を提出してください。 ①「工事成績評定通知書」の写し ②（一財）日本建設情報センターが発行するＣＯＲＩＮＳの竣工時工事カルテ受領書等で，配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として従事した期間が確認できるもの <END>	
					７７点以上あり	0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	1.0	1					
					実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
		同種・類似工事の施工実績	同種・類似工事の施工実績 （現年度(公告日前日まで)及び過去１０ヶ年度内の実績） （対象とする実績要件は案件ごとに具体的に定める）	主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した同種・類似工事の施工実績	国，旧公団，都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	2	**入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす現年度（公告日前日まで）及び過去１０ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。** **【説明】** 配置予定技術者（主任(監理)技術者，現場代理人）（以下同じ。）の施工実績は，評価対象工事従事者の施工実績を評価するものであり，入札参加申込みをした企業以外に所属していた時の施工実績も評価の対象となります。（ただし，入札参加申込締切日時点で雇用期間が３箇月未満のものは，配置予定技術者として認められません。） <END> 【注意事項】 ① 配置予定技術者の従事役職が，「主任技術者」又は「監理技術者」若しくは「現場代理人」として従事した場合のみ，評価の対象となります。 ② 評価の対象となる配置予定技術者の施工実績は，元請業者としての従事した工事に限ります。 ③ 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は，同一工事でも異なる工事でも評価の対象となります。 ④ 契約工期全てに従事していた工事，もしくは技術者が途中交代した工事の場合は，当該工事の契約工期（中止期間がある場合，中止期間を除く）の２／３以上に従事していた工事が評価の対象となります。 ただし，【国土交通省総合政策局建設業課長発出　監理技術者制度運用マニュアル】の「二一二 監理技術者等の配置の（４）監理技術者等の途中交代」の項において明記される，橋梁，ポンプ，ゲート等の工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する契約については，当該工事の契約工期（中止期間がある場合，中止期間を除く）の１／３以上に従事していた工事を評価の対象とします。 ⑤ 入札に共同企業体として参加する場合，配置予定技術者の評価は，共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。 **【配点ランクについて】** 発注者が下記の場合は，配点ランク「２」に該当します。 ① 国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む） ② 都道府県 ③ 政令指定都市（注１） ④ 旧道路公団等（注２） ⑤ 独立行政法人通則法に定める独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む） ⑥ 国立大学法人法に定める法人 ⑦ 日本下水道事業団 発注者が財団法人や土地改良区などの場合は，配点ランク「１」に該当します。 【注１】 政令指定都市のうち，新潟市が発注した工事の実績には，合併前にしゅん工した旧新潟市以外（新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村，中之口村，巻町）の工事実績も含みます。 【注２】 旧道路公団等とは，旧道路公団及び現在の高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことを言います。 <END>	共同企業体の出資比率に関わらず， **当該共同企業体のすべての構成員の技術者について，実績があると認めます。**	該当しない評価項目	**技術資料の別記様式第３号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** **【注意事項】** 下記に掲げる提出書類で評価条件を満たす工事内容・工事規模等が明確に判断できるものを提出してください。 審査において，明確に判断できない場合は加点評価がされないこととなります。 あらかじめ提出書類の点検を行い，必要に応じて工事内容・工事規模等の確認に資する図面を準備し計算書等の作成をして添付してください。 特に，ＣＯＲＩＮＳのデータ入力が「代表値」となっている場合等は，判断できないことがあります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 契約金額の記載については，最終請負金額（消費税込み）を記入して下さい。 **【提出が必要な資料】** 内容を証明するものとして，下記に掲げる書類を提出して下さい。 １　公共機関発注の場合は，(1)～(3)のいずれか必要な書類を提出してください。 (1) ①（一財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書 ②竣工時データの写し (2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」（CORINS登録がない場合などに適用）（写しでも可。ただし当該評価対象入札案件の公告日から過去１年以内に発行されたものに限る。なお，発注機関が発行する「工事実績証明」は，技術資料提出期間に提出が可能であることを予め確認してください。） (3) 契約書等の写し （工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） （配置技術者を確認できるもの） ※ 配置技術者を確認できるものとしては，施工計画書の現場組織表，施工実施書，工程管理書面，出勤簿（出面表），労働災害保険契約等に関する書面を挙げることができます。（ただし，判断するには複数書面の提出が必要です。） ２　公共機関以外の発注の場合は，(1) (2)の両方を提出してください。 (1) 契約書等の写し （工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） （配置技術者と工事内容を確認できるもの） ※ 配置技術者を確認できるものとしては，施工計画書の現場組織表，施工実施書，工程管理書面，出勤簿（出面表），労働災害保険契約等に関する書面を挙げることができます。（ただし，判断するには複数書面の提出が必要です。） (2) 一括下請けがなかったことを証明する書類 ①契約書に一括下請禁止事項がある場合は，契約書の写し。 ②契約書に一括下請禁止事項がない場合は，一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者の証明書。 なお，ＣＯＲＩＮＳの竣工時工事カルテ受領書以外を提出する場合などは，別途，配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。 <END>	
					上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	1					
					実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

2　評価項目別の留意事項

	評価項目	評価内容	評価基準		特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ﾗﾝｸ	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項 実績の取扱い	共同企業体に関する事項 構成員の出資比率を採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
5 地域・社会貢献度（選択）	災害時活動協力	新潟市の災害協定の有無 （現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内の協定）	工事施工場所と同一区内での災害協定の締結実績あり		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	災害時活動協力については，新潟市地域防災計画に基づく公共施設の被害調査，応急対策，応急復旧を目的に新潟市長と協定を締結している場合に評価の対象となります。 （新潟市水道事業管理者と締結した災害協定については，評価の対象となりません。） （新潟市と契約締結している「阿賀野川床固め公園施設撤去・復旧業務委託」については，新潟市地域防災計画に基づく協定ではありませんので，評価の対象となりません。） 現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市と災害協定の締結がある場合を評価の対象とし，活動の実績の有無は問いません。 <END> 【注意事項】 ① 災害協定のほか，被害箇所の応急対策等について，各企業が市長と「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」を締結している場合など，その「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が明確に工事施工場所と同一区域内と判断できる場合，配点ランクは「２」に該当します。また，工事施工場所と同一区域外の場合は，配点ランク「１」に該当します。 ② ○○協同組合や△△協会などが新潟市長と災害協定を締結している場合で，その協会等に加入しているだけの場合は，工事施工場所と同一区域内とみなしませんので，配点ランクは「１」に該当します。 ③ なお，「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が２区以上にまたがっている場合については，「申し合わせ書」などを取り交わした所管課の属する区が対象となります。 （※上記項目については，平成２３年７月１日以降公告案件から適用しているものです。） 【参考】 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」について 市では，新潟市地域防災計画の応援要請計画において，「大規模な災害が発生した場合，市及び防災関係機関のみの対応では，住民の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられるため，他の地方公共団体や民間団体等広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。」こととしており，「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの協定を各種団体や企業などの方々と締結しているものです。 災害協定等の締結は，下記の担当課が窓口となります。 ①「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの包括的協定については，市民生活部危機管理防災局防災課が窓口となります。 ②上記協定に基づく「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」などの詳細事項の協定については，詳細事項を主管する担当課が窓口となります。 新潟市市民生活部危機管理防災局防災課のホームページ「災害時応援協定について」を参考としてください。 （http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/index_koujo/kyotei.html） <END>		◎	技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。 【注意事項】 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内かどうかが明確になっている場合，その区名を記入してください。 新潟市全域を活動の対象としている協定の場合は，工事施工場所と同一区域内とみなしませんので「該当する区」は空欄のままにしてください。 【提出が必要な資料】 ① 新潟市と協定を締結している場合は，協定書の写し ② 上記に基づき「申し合わせ書」を締結している場合で，災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内の場合は，「申し合わせ書」の写し及び災害活動の対象の位置が分かる図面等の写し ③ 災害活動の対象の位置と工事施工場所とが異なる区域の場合は，「申し合わせ書」の写しのみ（図面等の写しについては提出不要です。） ④ ○○協同組合や△△協会と市長が協定を締結している場合は，企業がそれらの団体に加入していることを証明する書類 <END>		5
			上記以外での災害協定の締結実績あり		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1					
			契約実績なし		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
	除雪協力	新潟市の除雪協力の有無 （現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内の契約） （複数の契約がある場合は，何れか１つの契約で判断し評価する。）	工事施工場所と同一区内において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	3	現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市と道路除雪作業の委託契約の締結がある場合に評価の対象となります。 評価の対象となる契約は「道路除雪作業委託契約（以下「委託契約」という。）」です。 （道路区域における道路除雪及び歩道除雪の契約が対象となります。） （道路区域以外の駐車場等の除雪作業にかかる委託契約は評価の対象となりません。） 【評価の対象とする除雪機械】 道路除雪に必要な主たる機械（除雪グレーダ，除雪ドーザ，スノーローダ，ショベルローダ，タイヤショベルなど及び道路交通確保に用する融雪材散布車両（以下「除雪機械」という。） <END> 【注意事項】 ① 委託契約の締結が複数ある場合は，何れか１つの契約で判断し評価します。 ② 除雪協力の活動対象場所，工事施工場所の区，及び除雪機械の貸与の有無により評価の配点ランクを選択します。なお，国・県道の除雪契約で複数の区にまたがっている契約については，その主たる区で判断します。 ③ 主たる区とは，活動対象路線の延長距離が一番長い区のことを指しますが，それ以外の区であっても１区内の延長距離が５km以上の場合は，主たる区として取り扱います。 ④ 一つの委託契約において，自社の除雪機械と新潟市から貸与を受けた除雪機械の双方を使用して除雪作業を行う場合は，新潟市から除雪機械の貸与を受けないものとして取り扱い，評価します。 上記の場合，除雪協力の区域が，工事施工場所と同一区域内の場合，配点ランクは「３」に該当し，工事施工場所と異なる区域の場合，配点ランクは「２」に該当します。 <END>		◎	技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。 委託契約の締結が有る場合，その活動対象の区名，及び新潟市から除雪機械の貸与の有無について記入してください。 【提出が必要な資料】 ① 新潟市と委託契約を締結している場合，契約書の写し ② 委託契約の活動対象の位置が工事施工場所と同一区域内の場合，活動の対象の位置が分かる図面等の写し なお，活動対象の位置と工事施工場所とが異なる区域の場合，図面等の写しの提出は不要です。 <END>	
				新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり。	1.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	2					
			工事施工場所と異なる区において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	1.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	2					
				新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり。	1.28	1.28	1.28	0.64	0.64	0.64	1					
			契約実績なし		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
	地域内拠点	本社（本店）の所在地 （入札参加申込締切日現在）	本社（本店）が工事施工場所と同一区内に存在する。		0.5	0.5		0.5	0.5		2	本社（本店）の所在地で判断し，該当する配点ランクにより評価します。 （入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。） <END>		◎	技術資料の別記様式第１号～第８号に，入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている本社（本店）の所在地を記入してください。 <END>	
			本社（本店）が上記以外の新潟市内に存在する。		0.25	0.25		0.25	0.25		1					
			本社（本店）が新潟市内に存在しない。		0.0	0.0		0.0	0.0		0					
	新潟市消防団協力事業所	新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無 （公告日現在の認定）	新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている。		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	公告日現在において，「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に基づく新潟市消防団協力事業所としての認定を受け，表示証の交付を受けている場合に評価の対象となります。 <END> 【参考】 「新潟市消防団協力事業所表示制度」は，新潟市消防局警防課が担当窓口となります。 新潟市消防局警防課のホームページ「新潟市消防団協力事業所表示制度について」を参考としてください。 （http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/syokai/shobodan/hyoji.html） <END>		◎	技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。 表示証の交付が有る場合，その表示証の交付を受けた年月を記入してください。 なお，表示証の有効期限が２年となっています。更新した場合は，最新の交付年月日を記入してください。 【提出が必要な資料】 消防団協力事業所表示証の写し （写しの提出があった場合，表示証には交付を受けた年月しか記載されていませんので，市で交付を受けた年月日を確認し公告日現在での有効性について判断します。） <END>	
			該当しない。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

2　評価項目別の留意事項

	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項 実績の取扱い	共同企業体に関する事項 構成員の出資比率を採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
6 地域・社会貢献度（選択）	高齢者雇用	高齢者雇用の有無 （公告日現在の雇用，規定）	高齢者を継続雇用している。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	**公告日現在における，高齢者（６０歳以上の人）の継続雇用や就業規則等への規定により配点ランクを選択します。** <END> **【注意事項】** ① ６０歳に満たない人を公告日前日の１年以上前から継続雇用し，その人が６０歳以上に達してもなお雇用保険法に規定する雇用保険の加入を伴って１年以上の雇用契約を締結している場合に評価の対象となり，配点ランク「２」に該当します。 （６０歳以上に達してから実際の雇用期間が１年以上経過した人のみが対象となるものではありません。） ② ６０歳以上の人を継続雇用していなくとも，就業規則等に「高齢者」雇用を規定し，労働基準監督署に提出している場合は，配点ランク「１」に該当します。 ③ 一旦雇用期間が満了した人を，雇用していない期間が１日もなく継続して雇用契約を締結している場合は，継続雇用として取り扱います。 その際の契約内容については，労働時間が不定期な非常勤としての雇用形態であっても継続雇用として取り扱います。 ④ 一旦雇用期間が満了し，その後，１日でも自社に雇用していない期間がある場合の再雇用は，継続雇用として取り扱いません。 ⑤ 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とし，雇用保険の適用除外となる役員のみの職務として継続して任用する場合は，評価の対象となりません。 ⑥ 親会社が子会社に対して明確な支配力（例えば，連結子会社又は親会社の身分を保持したまま子会社の支配的身分を兼ねている場合など）を有し，親子会社間で採用，配置転換等の人事管理を行っている場合は，当該雇用されている者が所属する会社の高齢者雇用として扱います。 なお，今まで自社で雇用していなかった６０歳以上の人を新規に雇用した場合は，高齢者雇用での評価の対象にはなりませんが，新規雇用（雇用状況）での評価の対象となる場合がありますので，そちらの留意事項を参照してください。 <END>		◎	**技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** **【注意事項】** ① 雇用契約が無い場合，就業規則等に６０歳以上の継続雇用などに関する規定の有無について記入してください。 ② ６０歳以上の人の雇用が有る場合，その人を６０歳未満のときから継続雇用していることを証明する資料として，次の資料を提出してください。 **【提出が必要な資料】** ① 公告日現在において，雇用期間を定めていない，もしくは１年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，もしくは雇用保険被保険者証の写し （継続しての雇用状況が確認できる証明書となります。） ③ 配点ランク「１」に該当する場合（就業規則等に「高齢者」雇用を規定し，労働基準監督署に提出している場合）は，その写しなど証明できるもの 何らかの事由により，上記①もしくは②の資料で継続雇用していることが証明できない場合は，継続雇用を証明する資料として，その理由の説明書および該当する月（公告日前日の１年前の月から公告日の属する月）の賃金台帳や給与等の振込一覧表の写しもしくは健康保険被保険者証の写しなどを別途提出してください。 なお，雇用者に雇用条件通知書を交付していない場合は，次の事項が記載された証明書類（雇用者及び非雇用者双方の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ① 雇用した日付 ② 雇用期間（雇用期間の定めが無い場合はその旨） ③ 就業の場所 ④ 一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） <END>	●
			上記に該当しないが，就業規則等に規定している。	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1					
			上記を規定していない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
	障がい者雇用	障がい者雇用の有無 （公告日現在の雇用）	障がい者を法定雇用率以上で継続（１ケ年以上）して雇用している。			0.5			0.5	1	**公告日現在における「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に該当する障がい者の雇用を評価するもので，法定雇用率を基に評価します。** **この評価は，「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき認定された者で障害者手帳の交付を受けている者を評価対象とします。** **この評価は，公告日現在において，次の要件を満たす障がい者を評価対象とします。** **・ 既に１年以上継続して雇用されている者** **・ １年未満の継続雇用ではあるものの，１年以上の雇用が確実に見込まれる者** **【説明】** **法定雇用率とは，「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定めるもので，２．０％です。** （この評価においては，雇用期間の要件があります。） 雇用者数の算定においては，関係法令に基づき下記のとおり取り扱います。 ・週の所定労働時間が３０時間以上の障がい者については，実際の雇用者数で算定します。 （１人　⇒　算定後　１人） ・週の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の場合は，実際の雇用者数に０．５を乗じて得た人数で雇用者数を算定します。 （１人　⇒　算定後　０．５人） ・重度身体障害者および重度知的障害者については，上記算定の際に２を乗じて算定します。 （３０時間以上の労働　１人　⇒　算定後　１人×２＝２人） （２０時間以上３０時間未満の労働　１人　⇒　算定後　０．５人×２＝１人） 【算出例：建設業（除外率20%）に属する雇用労働者数１１０人の企業の場合】 常用労働者数：１００名，短時間労働者数：１０名（内，障がい者数：６名） ・（100人+10人×0.5）×（1-0.2）=84人（基礎となる常用雇用労働者数） ・障がい者について，換算後の人数が6.5名の場合　(6.5÷84)×100=7.7%　となります。 上記算出例では7.7%となり，法定雇用率2.0%以上のため，配点ランク「１」に該当します。 【注意事項】 法定雇用義務人数を算定するための雇用労働者数（除外率相当労働者数を控除する前）は，入札参加者名簿登載時の「新規申請」もしくは「２年毎の継続申請」時に登録された総職員数を採用することとし，技術評価点を算定いたします。 上記申請後に総職員数が変わり変更申請を行った場合であっても，総職員数は上記申請時の総職員数で算定します。 毎年６月１日現在で公共職業安定所（ハローワーク）に報告している「障害者雇用状況報告書」とは異なりますのでご注意ください。 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とします。例えば，雇用保険の適用除外となる役員のみの職務として任用した者については，評価の対象としません。 自己評価の際は，別途掲載の「障がい者雇用チェックシート」をご利用ください。 <END>		◎	左記の留意事項を熟読のうえ，**別紙「障がい者雇用チェックシート」に記入し提出してください。** **【注意事項】** 雇用状況（新規雇用）の評価と重複することができます。 **【提出資料】** 障がい者と雇用契約があることを証明する資料として，また，評価基準の条件を満たすことが確認できる資料として，評価対象者全てについて，次のものを提出してください。 ① 公告日現在において，雇用期間を定めていない，若しくは１年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し （継続しての雇用状況が確認できる証明書となります。） ③ 提出は不要ですが，契約担当部署で障害者手帳の記載内容の確認を受けてください。 （補足説明）個人情報保護の観点から，障がい者手帳の提出，あるいはそのコピーの提出を求めないこととしています。このため，技術資料を契約担当部署に提出する際，評価対象者全てに関して，障害者手帳（確認がとれる部分の写しでも可）により確認させていただきますので，必ず持参して確認を受けてください。 何らかの事由により，上記①もしくは②の資料で継続雇用していることが証明できない場合は，継続雇用を証明する資料として，その理由の説明書および該当する月（公告日前日の１年前の月から公告日の属する月）の賃金台帳や給与等の振込一覧表の写しもしくは健康保険被保険者証の写しなどを別途提出してください。 雇用者に労働条件通知書を交付していない場合 次のことが記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ①雇用した日付 ②雇用期間（雇用期間の定めが無い場合は，その旨の記載があるもの） ③就業の場所 ④一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） <END>	
			上記に該当しない。			0.0			0.0	0					
	次世代育成支援への協力	就業規則等での育児休業制度及び介護休業制度に関する規定の有無 （公告日現在の規定）	育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	**公告日現在において，関係法令に基づく育児休業制度および介護休業制度の規定がある就業規則があり，労働基準監督署に提出している場合に評価の対象となります。** 次世代育成支援とは，次代の社会を担う子供を育成し，又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ，かつ，育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組みのことです。 **【注意事項】** ① 育児休業制度および介護休業制度の両方の規定がある場合，配点ランクは「２」に該当します。 ② いずれか一つの規定がある場合，配点ランクは「１」に該当します。 <END>		◎	**技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** **【提出が必要な資料】** 左記の規定が有る場合，労働基準監督署に提出し受付印が押印されている就業規則の写しを提出してください。 <END>	
			育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規則等で規定している。	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1					
			規定していない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

2　評価項目別の留意事項

	評価項目	評価内容	評価基準		特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ﾗﾝｸ
7 地域・社会貢献度（選択）	ボランティア活動	新潟市内におけるボランティア活動の実績 （現年度（公告日前日まで）及び過去３カ年度の実績）	継続して３年以上の実績がある	工事施工場所と同一区域内でボランティア活動の実績がある。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	4
				上記以外でのボランティア活動の実績がある。	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	3
			継続して２年以上の実績がある	工事施工場所と同一区域内でボランティア活動の実績がある。	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	3
				上記以外でのボランティア活動の実績がある。	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	2
			１年の実績があり，継続することとしている	工事施工場所と同一区域内でボランティア活動の実績がある。	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	2
				上記以外でのボランティア活動の実績がある。	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1
			実績なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
	市内企業の活用	一次下請を含む市内企業の活用状況 （入札参加申込締切日現在）	自社及び一次下請の施工において，市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が，請負金額の８０％以上である。		2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4
			上記の工事費総額が，請負金額の７０％以上である。		1.5	1.5	1.5	0.75	0.75	0.75	3
			上記の工事費総額が，請負金額の６０％以上である。		1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	2
			上記の工事費総額が，請負金額の５０％以上である。		0.75	0.75	0.75	0.25	0.25	0.25	1
			上記に該当しない。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0

評価項目	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項 実績の取扱い	共同企業体に関する事項 構成員の出資比率を採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
ボランティア活動	**ボランティア活動の評価については，現年度(公告日前日まで)及び過去３カ年度の間に，新潟市内において「道路，公園，河川，海岸，湯等の公共空間での清掃活動や緑樹活動等，直接的な環境美化・環境保全活動」を行った場合に評価の対象となります。** **【評価条件】** 上記の活動について，毎年実施しているなど定期的かつ継続して実施している場合や今後将来的に定期的に実施していく予定の新たな活動を行った場合などが評価の対象となります。 上記の活動を企業として行った場合，もしくは上記の活動を行うボランティア団体等に所属し，企業としてボランティア活動に参加した場合に評価の対象となります。 **【ボランティア活動の参加については下記の通知文でお知らせしています。ご確認ください】** ① 平成24年7月25日付け「ボランティア活動における注意事項と取り扱いについて(通知)」 ② 平成24年8月 3日付け「ボランティア活動における注意事項と取り扱いについて(補足説明)」 なお，上記②の補足説明中，”複数の社員が参加して行ったもの”を評価することに関して，「開知期間の終了と適用開始については，改めて文書等でお知らせします。」と説明しました。 このことについては，自己評価にあたっての留意事項（平成２５年４月１日版(平成２５年４月１日施行）の公表を以てお知らせしています。 ≪以上のことを総合すると，総合評価方式入札案件におけるボランティア活動の評価は，平成24年7月25日以前の活動実績については，参加人数を問わず（1人以上）評価されますが，平成２５年４月１日以降に公告された入札案件については，”複数の社員が参加して行ったボランティア活動”を評価の対象としています。≫ **【ボランティア活動の評価方法】（評価方法の適用期日と案件：平成２６年８月１日以降の公告案件）** 当該評価については，多様の実態が見られるようになりましたことから次のように取り扱います。 ① 同一のボランティア主催団体（若しくは自社が活動の主体となっている場合は，当該企業）が，毎月（毎週を含む）行った活動（予定する活動を含む）の場合：当該活動日に１人以上が参加することにより，通算して複数人が参加したとみなし，評価します。 ② 上記以外の活動の場合：評価を希望する活動に複数人の参加が確認できた場合，評価します。 <END> 【注意事項】 ① ボランティア団体等については，地域に寄与する上記の活動について，定款や会則に活動内容を示している団体とします。 ② 公共空間は，通常，国，旧公団，県，市が設置もしくは管理してますが，その他の団体や個人が所有もしくは管理している空間であっても，不特定多数の方が自由に出入りもしくは利用できる空間で，且つ，営利活動を目的としていない場合は，公共空間とみなします。 【一例】 ○○土地改良区の用・排水路（水路敷）や日常的に不特定多数の人が通行する私道などは，公共空間とみなします。ただし，地域のごく一部の人しか知り得ず，主にその人たちのみが利用するような空間は，公共空間とはみなしません。 【評価の対象とならない活動の例】 ① 工事箇所周辺の一時的・臨時的な清掃活動など ② 廃品回収活動 ③ 防犯活動 ④ 防災訓練 ⑤ 赤い羽共同募金，献血推進活動などの福祉的な活動 ⑥ 自治会への会費の納入や神社への寄付など金銭的な支援行為など ⑦ 祭り等のイベント開催後の後始末に含まれる清掃活動など ⑧ 学校の敷地内の活動（不特定多数のものが自由に出入りもしくは利用できないため） <END>		◎	**技術資料の別記様式第５号【ボランティア活動による地域貢献の実績】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** **【提出が必要な資料】** ボランティア活動を証明するものとして，次の資料を提出してください。 ① ボランティア団体等に所属して活動した場合は，その団体の活動内容が明記されている定款や会則の写し，及び団体に所属していることを証明する団体の代表者の証明書（写しでも可） ② 自社がボランティア活動の主体を成している場合は，活動内容が明記されている定款や会則等の写し，及びボランティア活動の実態を証明するものとして，ボランティア活動の提供を受ける者との協定書，認定書など双方が合意していることを証明できるもの ③ 毎年，（定期的に）継続して実施していること及び継続して実施した年数を証明できる資料 ④ 活動場所を確認できる位置図 ⑤ ボランティア団体等に所属して活動した場合は，活動に参加したことを（原則）活動の主催者が証明したもの，及び写真，新聞記事及び地域情報紙（広報等）等の写し等。（写しでも可）（例示：公的機関や自治会・町内会長等からの証明書や感謝状） ⑥ 自社活動の場合は，ボランティア活動の提供を受ける者が証明したもの，及び写真，新聞記事及び地域情報紙（広報等）等の写し等。（写しでも可）（例示：公的機関や自治会・町内会長等からの証明書や感謝状） ⑦ 前記において，主催した団体が解散した等により提出が不可能・困難な場合は，客観的に活動実績を証明できる資料 **【提出にあたっての注意事項】** ① 協定書，認定書については，技術資料提出期限日における当該協定，認定の有効性を明確に証明できなければ実績として認められないので，協定書，認定書の写しのほかに，年度更新等に関する通知文，依頼文等の写しも併せて提出してください。 ② 新聞記事や地域情報紙（広報等）等の写しや写真等を提出する場合は，当該写しにより，掲載時期，実施時期，実施内容，団体名，会社名が明確に判断できるものを提出してください。 ③ ボランティア活動を行った参加人数が確認できるものを提出してください。 ④ ボランティア活動の提供を受ける者からボランティア活動実施の証明をしてもらう際に，複数年度の証明が必要な場合，年度ごとに証明をしてもらってください。 ⑤ 左欄記載の【ボランティア活動の評価方法】に記載の平成２６年８月１日以降公告案件に該当するものは，適切な確認ができるように，毎月（毎週を含む）の活動の記録を残してください。 以上の項目において確認若しくは判断できない場合は，評価点を修正します。 <END>	
市内企業の活用	**市内企業の活用は，公告案件に対する受注者の施工体制により評価するものです。過去の実績等により評価するものではありません。** <END> 「市内企業の活用」評価は，「元請の請負金額」に対する市内に本社（本店）が所在する企業が施工する工事費総額（元請による自社施工に係る工事金額及び一次下請施工に係る下請金額の総額）の割合区分により，該当する配点ランクにより評価します。 上記において，共同企業体で入札に参加する場合も同様とします。 「割合（%）」＝「工事費総額（上記参照）」÷「元請の請負金額」 【参考：元請の本社（本店）が市内の場合】 「自社施工の工事費」＝「元請の請負金額」－「１次下請の下請金額の総額」 入札参加者の本社（本店）の所在地は，入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。 「市内企業の活用」評価の確認は，竣工時に提出していただく「竣工時下請報告書」を基に行います。 【上記に関する補足説明：元請の本社（本店）が市内の場合】 ① 元請が行う自社施工に係る工事金額は，建設業法第２条第１項に規定する建設工事において，同条第５項に規定する発注者から請け負った元請の「請負金額」より同条第４項に規定する下請契約を締結した「一次下請施工に係る下請金額の総額」を控除したものです。 ② 一次下請施工に係る下請金額の総額とは，建設業法第２条第１項に規定する建設工事を同条第４項に規定する下請契約を締結したもののうち，一次下請に該当するものの合計額のことです。 なお，上記において元請人が自ら購入した「資材，製品及び消耗品等」及び元請人が自ら契約した「機材，機器等のレンタル又はリース，施工図作成業務，清掃業務，家屋調査業務，及び建設廃棄物処理業務等」は，元請人による自社施工に係る工事費となります。 また，一次下請人が自ら購入したものや契約したものの取扱いも上記同様に一次下請人による一次下請施工に係る工事費となります。 <END> **【注意事項】** 受注者の責により「市内企業の活用」の自己評価の配点ランクが満足できなかった場合は，「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。 **【減点値の算定方法】** 減点値＝８点×（α－κ）／α（小数点以下第１位四捨五入整数止） α：落札時の「市内企業の活用」の技術評価点 κ：達成度合いに応じて再計算した「市内企業の活用」の技術評価点 ※８点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <END>		該当しない評価項目	**技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，請負金額に対する市内に本社（本店）が所在する企業が施工する工事費総額との割合により記入してください。** **【市内企業活用の確認方法】** 工事費の割合については，１千万円以上の工事に義務づけられている「竣工時下請報告書」により市内企業の活用状況を確認します。 <END>	

２　評価項目別の留意事項

	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ﾗﾝｸ	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項 実績の取扱い	共同企業体に関する事項 構成員の出資比率を採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
8 地域・社会貢献度（選択）	ＩＳＯ９００１の認証取得	ＩＳＯ ９００１認証取得の有無 （公告日現在の認証）	ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	公告日現在において有効なＩＳＯ９００１の認証取得があり，その認証を受けた部署が入札参加者と同一の場合に，評価の対象となります。 <END> 【注意事項】 有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は，評価の対象となりません。 【評価の対象とならない認証の例】 〇〇建設（本社）で入札に参加したが，認証を受けている部署は〇〇建設（△△営業所）のみという場合。 <END>		◎	技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。 【提出が必要な資料】 認証取得を有する証明資料として，認証登録証明書などを提出して下さい。 <END>	
			上記の認証なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
	ＩＳＯ１４００１の認証取得，又はエコアクション２１の認証登録	ＩＳＯ １４００１認証取得，又はエコアクション２１の認証登録の有無 （公告日現在の認証）	ISO 14001認証，又はエコアクション２１の認証登録を入札参加者名で受けている。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	公告日現在において有効なＩＳＯ１４００１の認証取得，又はエコアクション２１の認証登録があり，その認証を受けた部署が入札参加者と同一の場合に，評価の対象となります。 【参考】エコアクション２１認証登録については，市の支援制度があります。 http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/hojyokin/gyoseikeihi/kankyo/kantai/ecoaction/kijyun05_h23.html をご覧ください。 <END> 【注意事項】 有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は，評価の対象となりません。 【評価の対象とならない認証の例】 〇〇建設（本社）で入札に参加したが，認証を受けている部署は〇〇建設（△△営業所）のみという場合。 <END>		◎	技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。 【提出が必要な資料】 認証取得，又は認証登録を有する証明資料として，認証登録証明書などを提出して下さい。 <END>	
			上記の認証なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
	優良工事表彰等	指定区分での新潟市優良工事表彰又は一定以上の工事成績の有無 （現年度（公告日前日まで）及び過去４カ年度内での表彰又は工事成績）	指定区分での優良工事表彰の受賞あり。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」の「優良工事表彰等」に記載している要件を満たす工事が評価の対象となります。 <END> 【注意事項】 ① 現年度（公告日前日まで）及び過去４カ年度内での新潟市優良工事表彰の受賞がある場合，配点ランクは「２」に該当します。 ② 新潟市優良工事表彰の受賞がなくとも，現年度（公告日前日まで）及び過去４カ年度内にしゅん工した工事おいて，工事成績評定点が８２点以上と採点された工事がある場合，配点ランクは「１」に該当します。 <END>	共同企業体での受賞及び工事成績評定点は， 平成２６年度以降に共同企業体で竣工した工事の工事成績評定点を評価します。（出資比率２０％以上の構成員に限る。）	◎	技術資料の別記様式第４号【地域・社会貢献度等確認資料】に，指定区分での新潟市優良工事表彰の受賞もしくは工事成績評定点が８２点以上と採点された工事の有無について，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。 【提出が必要な資料】 ① 受賞した表彰状の写し ② 優良工事表彰の受賞がなく，工事成績評定点が８２点以上と採点された工事がある場合は，当該工事の「工事成績評定通知書」の写し <END>	●
			指定区分での８２点以上の工事成績評定点あり。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1					
			受賞等なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

2　評価項目別の留意事項

	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ﾗﾝｸ	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項 実績の取扱い	共同企業体に関する事項 構成員の出資比率を採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
9 新規雇用（必須）	雇用状況	新規雇用及び解雇の有無 （公告日前日から過去１年間の実績）	解雇がなく，新規雇用あり。 入札参加登録時の**総職員数の４％以上の新規雇用**	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3	**公告日前日から過去1年間に新規雇用者(満年齢が65歳未満のものに限る)がいる場合，もしくは1人も解雇者がいない場合に評価の対象となります。** **公告日前日から過去1年間に1人でも解雇者がいる場合は評価の対象となりません。** <END> 【解雇者に該当する場合の例】 ① 実質は懲戒解雇，若しくは自主退職等であったとしても，企業側の配慮で離職の理由を会社都合とした場合 ② 早期退職者募集により人員を整理した場合 ③ 今回の評価の対象となる新規雇用者を解雇した場合 【解雇者に該当しない場合の例】 ① 懲戒解雇，若しくは自主退職や定年退職により離職した場合 ② 定年退職者を再雇用したが，その人が高齢等のため職務に耐えられなくなった場合などによる理由で，その人に離職してもらう場合（雇用調整以外の離職） ③ 関連企業（ここで言う関連企業とは，「代表者が同一人の企業の集団」および「連結納税を行っている企業の集団」のことを言います。以下同じ。）内において，他社に配置する目的で自社を会社都合により離職した人については，関連企業（※１）内での異動とみなし，解雇者として取り扱いません。 ＜⇓＞ **【新規雇用者に該当し評価の対象となる場合】** ① 自社に初めて雇用した人（新卒者や関連企業以外の他社を離職した人など）については，１年以上継続して雇用する雇用契約を締結し，現在も在籍している場合に新規雇用者有りとして評価の対象となります。 ② 試用期間が満了し本採用として再度雇用契約を締結した場合については再雇用と見なしませんので，通算して１年以上の雇用期間があれば評価の対象となります。**（※）** ③ 期間を定めて雇用契約を締結し，その期間が満了するたびに更新（再雇用）の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について，一番最初に採用した時から通算して１年以上の雇用契約が確定した時点で新規雇用者に該当し評価の対象となります。**（※）** ④ 新規雇用者の住所および勤務先の所在地は，新潟市以外でも新規雇用者として取り扱います。 **（※）**：②及び③については，次ページに掲げる【例１】を参照ください。 ＜⇓＞ **【新規雇用者に該当しない場合】** ① 公告日以降，技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合，もしくは退職することが明らかであり，新規に雇用した人の雇用期間が１年に満たない場合は，その人については新規雇用者として取り扱いません。 ② 期間を定めた雇用契約を締結し，その期間が満了するたびに更新（再雇用）の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について，一番最初に雇用した時から既に１年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。**（※）** ③ 自社を定年退職した人の継続・再雇用は，新規雇用者として取り扱いません。 ④ 自社に１年以上雇用していた人の契約期間が満了し，その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合，新規雇用者として取り扱いません。 再度雇用する際，期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても，新規雇用者として取り扱いません。 ⑤ 関連企業内において，ある会社を離職した人を他の会社で雇用した場合，関連企業内での異動とみなし，新規雇用者として取り扱いません。 ⑥ 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者を評価の対象とするものであり，例えば，雇用保険の適用除外となる役員のみの職務として新規に任用した場合は，新規雇用者として取り扱いません。 **（※）**：③については，次ページに掲げる【例２】を参照ください。 ＜⇓＞ **【加点評価での件数制限について】** ① 配点ランク「２」以上で加点評価し落札候補者とする案件は，当該年度内において３件までとします。 ② 上記の件数は，開札日を基準日として，総合評価点を決定する際に件数を数えます。 ③ 同日に開札される案件が複数ある場合，案件番号の若い順番に総合評価点を決定し，その途中で３件目に到達した場合，それ以降の案件について自己評価で配点ランクが「２」以上の場合であっても配点ランクは「１」として総合評価点を決定します。 ④ 落札候補者となり一度件数として数えられた案件については，その後の審査での減点や失格もしくは本人からの辞退等により落札候補者でなくなった場合であっても，そのまま件数として数えます。 ただし，落札候補者でなくなった理由が発注者の責による場合は，この限りではありません。 ⑤ 技術資料提出時点において，配点ランク「２」以上での落札候補者の案件が３件未満であれば，評価基準のとおり本来の配点ランクで自己評価して構いません。 技術資料提出後から総合評価点を決定するまでの間に他の案件で３件目に到達した場合，市で評価点を配点ランク「１」に修正します。 ⑥３件までとする制約がありますので，どの案件に対して配点ランク「２」以上で評価するかは個々の企業の自由な判断によりますので，配点ランク「２」以上で評価することが可能な場合であっても配点ランクを「１」として評価することは構いません。 ＜⇓＞ **【配点ランク「２」の計算について】** 配点ランク「２」に該当する場合の端数処理については，次のとおりです。 ① 新規雇用者数／総職員数（%）＝ａ　は小数点以下第３位四捨五入２位止です。 ② 評価点の（ａ×0.25）＋1　は小数点以下第４位四捨五入３位止です。 ③ 総職員数は，入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「２年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数です。 ④ 上記申請後に総職員数の変更申請を行った場合であっても，この評価項目の算定においては，総職員数は上記申請時の人数で算定します。 ＜⇓＞ **【雇用状況の配点ランクが「２」以上の場合における当初落札候補者が辞退もしくは減点により次点の入札参加者等が新たな落札候補者となった場合の当該落札候補者の雇用評価の取扱い】** 当初落札候補者が辞退もしくは減点により次点の入札参加者等が新たな落札候補者となる場合の雇用評価件数の取り扱いは，下記によるものとします。 **① 件数に数えることとする取扱い** ⇒　次点の入札参加者等に対して契約担当課から落札候補者となる旨の通知がされ，次点の入札参加者等が，提出すべき技術資料（別記様式第２号～第８号）を契約担当課に提出した時点をもって件数を数えます。 **② 件数に数えないこととする取扱い** ⇒　次点の入札参加者等に対して契約担当課から落札候補者となる旨の通知がされたが，技術資料（別記様式第２号～第８号）の提出をせず，書面等により辞退の申し出を行った場合は，件数に数えません。（次点の入札参加者等が提出すべき技術資料（別記様式第２号～第８号）を契約担当課に提出した後の辞退は，件数に数えます。） **③ 補足** 上記次点の入札参加者等が，さらに辞退もしくは減点によりさらに次の次点の入札参加者等が新たな落札候補者となった場合は，上記①及び②を準用して行うこととします。 <END>	**共同企業体で入札に参加し落札候補者となった場合の取扱い** **当該共同企業体の代表者を含む構成員については，それぞれが受注したと見做し件数制限を適用します。**	◎	**技術資料の別記様式第６号【雇用状況報告書】に，左記の留意事項を熟読のうえ記入し，提出してください。** **【注意事項】** 上記において解雇が無い場合，新規雇用者の人数，総職員数を記入してください。 **【提出が必要な資料】** 新規雇用したことを証明する資料として，評価基準の条件を満たす全ての新規雇用者について，次の資料を提出してください。 ①雇用期間を定めていない，もしくは１年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し なお，雇用者に労働条件通知書を交付していない場合は，次のことが記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ①雇用した日付 ②雇用期間（雇用期間の定めが無い場合は，その旨の記載があるもの） ③就業の場所 ④一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） <END>	●
			解雇がなく，新規雇用あり。 入札参加登録時の**総職員数の４％未満の新規雇用** 新規雇用者数／総職員数（%）＝ａ （小数点以下第３位四捨五入２位止め）	(a×0.25)＋1	(a×0.25)＋1	(a×0.25)＋1	(a×0.25)＋1	(a×0.25)＋1	(a×0.25)＋1	2					
			解雇がなく，新規雇用もない。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1					
			解雇がある。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

2　評価項目別の留意事項

	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型 Ⅰ型	特別簡易型 Ⅱ型	特別簡易型 Ⅲ型	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	簡易型 Ⅲ型	配点ﾗﾝｸ
新規雇用（必須）										

自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項 実績の取扱い	共同企業体に関する事項 構成員の出資比率を採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
［例１］期間を定めた雇用で，新規雇用者に該当する例 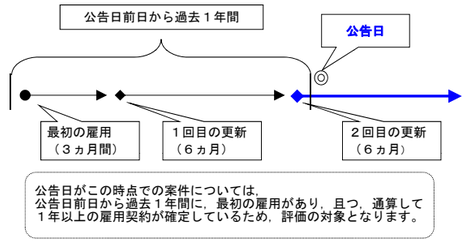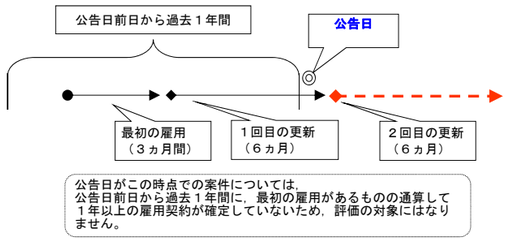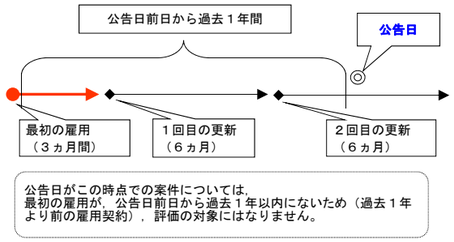 **［例２］期間を定めた雇用で，新規雇用者に該当しない例**